

議案第 19 号

大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱案

令和 7 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

婚姻期間等の対象期間の変更のため

大野市教育委員会告示第 号

大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和３年教育委員会告示第５０号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）新婚夫婦 <u>令和７年１月１日から令和８年３月３１日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。 （２）住居費 <u>令和７年４月１日から令和８年３月３１日</u>までの間に賃貸住宅を賃借する際に要した費用で、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとする。 （３）引越費用 <u>令和７年４月１日</u>か	（定義） 第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）新婚夫婦 <u>令和６年１月１日から令和７年３月３１日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。 （２）住居費 <u>令和６年４月１日から令和７年３月３１日</u>までの間に賃貸住宅を賃借する際に要した費用で、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとする。 （３）引越費用 <u>令和６年４月１日</u>か

ら<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u>までの間に 引越業者又は運送業者へ支払った 実費をいう。 (交付申請等) 第 5 条 (略) (1)～(9) (略) 2 申請書兼実績報告書の提出は<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u>までに行わなければ ならない。 附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 9 条に規定する事項については、同 日後もなおその効力を有する。	ら<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までの間に 引越業者又は運送業者へ支払った 実費をいう。 (交付申請等) 第 5 条 (略) (1)～(9) (略) 2 申請書兼実績報告書の提出は<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までに行わなければ ならない。 附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 9 条に規定する事項については、同 日後もなおその効力を有する。
--	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条の改正規定は、
令和 7 年 4 月 1 日から施行する。